

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

株主および登録株式質権者各位

東京都中央区京橋三丁目1番2号

片倉工業株式会社

取締役社長 岩本謙三

当社は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」といいます。）附則第8条第1項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 当社は、決済合理化法の施行日において、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に株券を預託されていない株主および登録株式質権者について、同法の施行日以後遅滞なく、同法附則第8条第5項に定める事項を機構に対し通知いたします。

2. 当社が、特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

以上